7. 変更認定申請を行う(変更申請書の作成・提出)

認定された計画情報を変更したい場合、後述の作業を進めてください。

7.1.変更認定申請の開始

○「HOME」画面を表示してください(5.3 参照)。



○「計画管理」をクリックし、「計画一覧」画面を表示してください。



- 変更認定申請したい計画の「変更申請」をクリックしてください。「変更申請を行います。よろしいですか?」という確認ウィンドウが表示され、「OK」をクリックすると「計画 新規・変更認定申請─目次」画面が表示されます。
 - ※「変更申請」をクリックし変更申請作成中に、計画一覧画面より「計画 新規・変更認定申請一目次」 画面を表示したい場合、「認定申請編集」をクリックしてください。

7.2. 計画情報・住棟情報・連名賃貸人情報の変更

7.2.1. 計画 新規·変更申請一目次



- 変更したい情報が入力されている入力フォームをクリックすることにより、フォームを表示させて、変更したい全ての情報を上書き的に修正してください。
 - ※ 賃貸人、援助実施者、連名賃貸人に地位の承継がある場合は、「地位の承継有無」の項目で、「あり」 を選択した上で必要項目の入力および修正をしてください。
- 修正後、「入力内容を確認」をクリックしてください。
- 修正した内容で問題が無ければ、「仮保存」をクリックしてください。もし、再修正を行う必要がある場合、「入力画面に戻る」をクリックしてください。再修正が可能です。
 - ※ 仮保存が完了しますと、変更に係わる事項一覧が自動的に更新されます。この一覧において、変更 した情報の変更前後の内容が確認できます。
 - ※「[認定] 基本」画面の「所有者及びその他の転貸人」の項目は、「変更に係る事項一覧」にリストアップされませんので、ご注意ください。
- 変更に係る事項一覧の、「変更理由」に入力してください。
 - ※ 変更理由は入力すると自動保存されます。
 - ※ これら変更に係る事項一覧の情報は、変更申請書表示に表記されます。
 - ※ 変更予定年月日は必要に応じて変更してください。
 - ※ 住棟を追加する場合は、住棟情報の「住棟を追加(はじめから入力)」又は「住宅を追加(SN 住宅情報を転記)」をクリックし、追加される情報を選択又は入力してください。(6.3.2、6.3.3 参照)
 - ※ 住戸を追加する場合は、「住戸を登録する」をクリックし、追加される情報を選択又は入力してください(6.4 参照)。
 - ※ 住棟又は住戸を削除する場合は、削除したい住棟又は住戸の「削除」をクリックし、次に「OK」をクリックしてください。
 - ※ 連名賃貸人を追加する場合は、連名賃貸人の「連名賃貸人を追加」をクリックし、追加される情報を 選択又は入力してください(6.5 参照)。
 - ※ 連名賃貸人を削除する場合は、削除したい連名賃貸人の「削除」をクリックし、次に「OK」をクリック してください。

7.3. 誓約書の提出への同意

7.3.1. 計画 新規・変更認定申請一目次 (計画情報、住棟情報、連名賃貸人(必要に応じて)を修正・

仮保存後)



- ○「誓約書ダウンロード(PDF)」をクリックしてください。提出される誓約書が PDF 形式で出力されます。
- 出力された誓約書(PDF)の内容を確認し、その内容に相違ないことに同意した場合、「契約書提出に関する同意」のチェックボックスに、チェックを入れてください。
 - ※ チェック後に申請を行う(6.7 参照)と、認定窓口への変更認定申請と共に誓約書が送付されます。
 - ※ 誓約書の別添に表記される情報は、計画情報の「[認定]事業を行う者/添付書類」、「[独自]基本 情報」と連名賃貸人のフォームに入力された情報になります。賃貸人、援助実施者、連名賃貸人が 法人の場合、誓約書の別添における「当該法人の代表者の住所」は、法人の住所が表記されます。

7.4. 申請を行う(最終確認)

○「計画 新規・変更認定申請─目次」画面を表示し、必須の入力フォームの仮保存完了と誓約書提出に 関する同意を確認してください。

7.4.1. 計画 新規·変更認定申請一目次



○ 「申請を行う(最終確認)」をクリックし、次に「OK」をクリックしてください。申請が完了した旨のメッセ

- ージが表示されます。
- ※ ダブルクリックは行わないでください。
- ※ 申請を行うと、認定窓口に変更認定申請が送信されます。地位の承継がある場合は、あわせて申請が行われます。
- ※ 申請後、本サイトで入力・選択した登録情報の修正はできません。ご注意ください。
- ※ システム上、認定窓口が差戻し操作を行いますと、本サイトにログインして修正・編集が可能になります。
- ※ 申請を取り止める場合は「申請取り止め」をクリックしてください。
- ※ 申請を行った後、認定窓口に承認されるまでは、情報提供システムの公開情報は書き換わりません。
- ※ 申請を行った後に、認定窓口に承認されないと次回の変更申請操作ができなくなります。

7.5. 申請の取り止め

変更認定申請を開始した後に、申請を取り止めたい場合は、後述の作業を進めてください。

- ※ 申請(7.4 参照)を行った後は、「申請取り止め」はできません。
- ※ システム上、認定窓口が差戻し操作を行いますと、「申請取り止め」が可能になります。

7.5.1. 計画 新規·変更認定申請一目次



○「申請取り止め」をクリックし、次に「OK」をクリックしてください。

8. 軽微な変更届出・独自項目の更新を行う

変更認定申請を経ずに変更が可能な項目を変更したい場合、後述の作業を進めてください。

8.1. 軽微な変更届出・独自項目の更新の開始

○「HOME」画面で「計画管理」をクリックし、「計画一覧」画面を表示してください。



○「計画一覧」画面で、変更届出をしたい計画の「軽微な変更届出」をクリックしてください。「軽微な変更 届出・独自項目の更新―目次」画面が表示されます。

8.2. 計画情報・住棟情報・連名賃貸人情報の変更

8.2.1. 軽微な変更届出・独自項目の更新一目次



- 変更したい情報が入力されている入力フォームをクリックすることにより、フォームを表示させて、変更したい全ての情報を上書き的に修正してください。
- 修正後、「入力内容を確認」をクリックしてください。
- 修正した内容で問題が無ければ、「仮保存」をクリックしてください。もし、再修正を行う必要がある場合、「入力画面に戻る」をクリックしてください。再修正が可能です。
 - ※ 法令において定められた認定項目を変更した場合、仮保存が完了しますと、軽微変更届出に係る事項一覧が自動的に更新されます。この一覧において、変更した情報の変更前後の内容が確認できます。
 - ※ システム独自項目を変更した場合は、軽微変更届出に係る事項一覧は出力されません。

8.3. 届出を行う(変更届出の完了)

8.3.1. 軽微な変更届出・独自項目の更新一目次

○ 変更したい情報を修正・仮保存し、「軽微な変更届出・独自項目の更新―目次」画面を表示してください。



- ○「届出を行う」をクリックし、次に「OK」をクリックしてください。届出が完了した旨のメッセージが表示されます。
 - ※ 届出を完了した時点で、公開されている計画情報が更新されます。
 - ※ 法令において定められた軽微な変更の届出項目を含む変更の際は、認定主体へ通知されます。
 - ※ システム独自項目のみの変更の際は、認定主体へ通知されません。

8.4. 届出取り止め(届出完了前のみ)

軽微な変更届出・独自項目の更新を開始した後に、届出を完了させず取り止めたい場合は、後述の作業を進めてください。

※ 届出の完了(8.3 参照)後は、「届出取り止め」はできません。

8.4.1. 軽微な変更届出・独自項目の更新一目次



○「届出取り止め」をクリックし、次に「OK」をクリックしてください。

9. 目的外使用申請を行う

目的外使用申請を行う場合、後述の作業を進めてください。

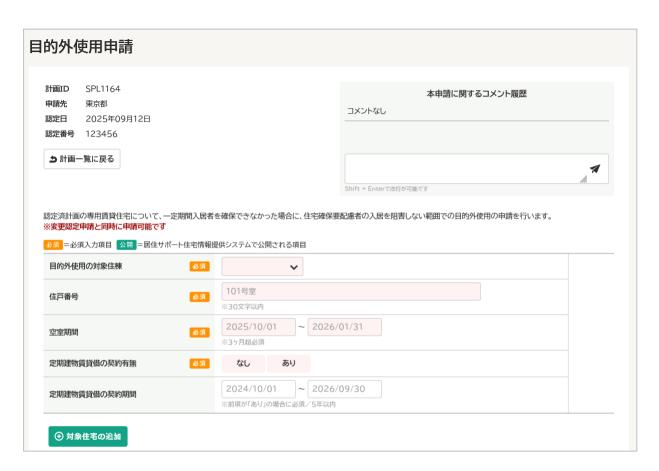
○「HOME」画面で「計画管理」をクリックし、「計画一覧」画面を表示してください。



○ 目的外使用申請をしたい計画の住宅名称または計画 ID をクリックしてください。



○ 他申請の欄の「目的外使用を申請する」をクリックしてください。



○ 項目に必要事項を入力後、「申請を実行する」をクリックし、次に「OK」をクリックしてください。目的外使用申請が完了します。

10. 計画の廃止届出を行う

都道府県等に承認された法令により定められた計画を廃止したい場合、後述の作業を進めてください。

○「HOME」画面で「計画管理」をクリックし、「計画一覧」画面を表示してください。



○ 廃止届出をしたい計画の住宅名称または計画 ID をクリックしてください。



○ (操作)をクリックし表示されたメニューから「廃止届出」をクリックしてください。



- 必要事項を入力後、「届出を実行する」をクリックし、次に「OK」をクリックしてください。廃止届出が完了します。
 - ※ 廃止届出を行うと、計画認定申請、目的外使用申請など各種申請が行えなくなります。
 - ※ システムで届出た事業廃止予定日が到来すると、自動的に廃止済となり情報提供システムホームページに公開されていた情報が非公開になります。

11. 計画情報の確認

申請後ならびに申請中の情報を参照することが可能です。また、申請書、誓約書、各種通知書のダウンロードも可能です。その場合、後述の作業を進めてください。

11.1. 計画情報の一覧表示(計画一覧)

○「HOME」画面で「計画管理」をクリックし、「計画一覧」画面を表示してください。



登録した計画が一覧で表示されます。

- ※ 条件を指定して絞り込むことが可能です。
- ※ 一覧の並び順は、計画 ID の降順ですが、並べ替えの条件を選択することで変更できます。
- ※ 廃止済となった計画は表示されません。
- 一覧表示部分には、以下の情報は表示されます。
- 認定状態計画の認定の状態が表示されます。
- 計画 ID 本システムにより自動発行される計画識別用のコードが表示されます。
- 申請先 計画の申請先が表示されます。
- 住宅名称計画において登録した住宅名称が表示されます。

■ 認定番号/認定日都道府県等の窓口で設定された認定番号および認定日が表示されます。

■ 認定申請状態 計画認定申請(新規認定申請および変更認定申請)を行った際、申請の状態が表示されます。

- 他申請種別/申請状態計画認定申請以外の申請が行われた際、その種別と申請の状態が表示されます。
- 操作認定状態、認定申請状態により、利用できる操作ボタンが表示されます。

11.2. 計画情報の詳細表示(計画詳細)

○「計画一覧」画面で、情報を確認したい計画の、住宅名称または計画 ID をクリックしてください。



- タブの「計画(基本情報)」、「計画(援助の内容・対価)」、「計画(入居者範囲)」、「連名賃貸人」並びに、「住棟・住戸」をクリックしてください。計画情報が確認できます。
 - ※ 連名賃貸人の登録の有無により、「連名賃貸人」の表示・非表示が変化します。
 - ※ 連名賃貸人が複数登録されている場合は、「連名賃貸人」タブ内上部の切替ボタンで、連名賃貸人 ごとに表示切替ができます。



※ 住棟が複数登録されている場合は、「住棟・住戸」タブ内上部の切替ボタンで、住棟ごとに情報の表示切替ができます。



11.3. 申請書・誓約書・代理納付通知書のダウンロード(計画詳細)



- 計画詳細画面で「操作」をクリックし、ダウンロードしたい項目をクリックしてください。
 - ※ 認定・申請状態、他申請の状態により、ダウンロードできる項目が変化します。
 - ※ 代理納付通知書は、情報提供システム外で作成・提出いただくものとなります。

12. アカウント登録情報変更

アカウント登録された情報(アカウント登録担当者の「メールアドレス」以外)の変更が可能です。これらアカウント登録情報を変更される場合、後述の作業を進めてください。

○「HOME」画面を表示させてください(5.3 参照)。



○「アカウント登録情報変更」をクリックしてください。



- アカウント登録事業者及びアカウント登録担当者において、上書き保存的に修正・編集してください。
- 編集後、「入力内容を確認」をクリックしてください。
- 編集した内容で問題が無ければ、「送信する」をクリックしてください。もし、修正を行う必要がある場合、「入力画面に戻る」をクリックしてください。再編集が可能です。



○ 以上のメッセージが表示され、アカウント登録情報が変更されます。

13. メールアドレス変更

アカウント登録されたアカウント登録担当者の「メールアドレス」の変更が可能です。このメールアドレスを変更される場合、後述の作業を進めてください。

○「HOME」画面を表示させてください(5.3 参照)。



○「メールアドレス変更」をクリックしてください。



○ 現在の E メールアドレスから変更したい新しい E メールアドレスを「新しい E メールアドレス」及び「新しい E メールアドレス(確認)」欄に入力して、「認証 URL を送信」をクリックしてください。

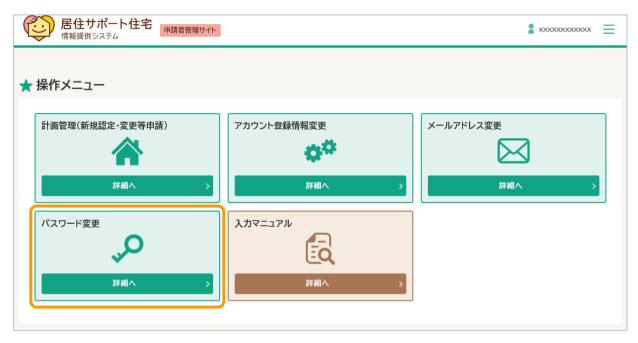
メールアドレス変更
メールアドレスの所有権確認メールを送信しました。
入力されたメールアドレス宛に、認証用URLをお送りしました。 すみやかに認証用URLにアクセスし、変更を完了させてください。
なお、インターネット等ネットワークの状況によっては すぐにメールが到着しないこともありますので予めご了承ください。
当 HOMEに戻る

- 以上のメッセージが表示され、所有権確認メールが入力した新しい E メールアドレス先に送信されます。
- 届いた所有権確認メールに記載されている「メールアドレスの変更情報」を確認して、「変更完了用 URL」をクリックしてください。変更が完了します。

14. パスワード変更

アカウント登録(4.2 参照)により発行された申請者管理サイトログイン用パスワードの変更が可能です。 このパスワードを変更される場合、後述の作業を進めてください。

○「HOME」画面を表示させてください(5.3 参照)。



○「パスワード変更」をクリックしてください。



- 現在のパスワードを「現在のパスワード」欄に、現在のパスワードから変更したい新しいパスワードを「新しいパスワード」及び「新しいパスワード(確認)」欄に入力して、「変更を送信」をクリックしてください。
 - ※ パスワードは、大文字、小文字の区別にご注意ください。



○ 以上のメッセージが表示され、アカウント登録担当者のメールアドレス宛てに、申請者管理サイトログイン用のパスワード変更完了メールが送信されます。

15. 最後に

15.1. お問い合わせ

システム的な問題などのご不明な点に関しては、下記にお問い合わせください。

一般社団法人 すまいづくりまちづくりセンター連合会

居住サポート住宅情報提供システム事務局

TEL:03-5229-7578 (平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

E-mail:info@support-jutaku.mlit.go.jp